

官報

目次

- 中小企業等協同組合法による倉荷証券発行許可等に関する省令
無線局承認
無線局免許
同右
検定に合格した無線方位測定機
連合国財産の管理人解任
連合国財産の引渡し命令
南都銀行第十回福祿定期預金の細目等
北洋相互銀行第十四号ホーマー定期預金の細目等
第七回興紀相互ハツビー定期預金の細目等
関西相互銀行第六回ミヤコ定期預金の細目等
正金殖産無盡第二回正金定期預金の細目等
高松信用金庫増増金附第二回七福定期積金の細目
大阪信用金庫えびす定期預金の細目等
文化財保護法により史跡仮指定(愛知県)
保安林解除(三重県)
同右(同)
同右(島根県)

省令

運輸省令第一号

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第七十一条及び第七十七條第四項の規定を実施するため、中小企業等協同組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令を次のように定める。

昭和二十七年一月八日

運輸大臣 村上 義一

中小企業等協同組合法による倉荷証券発行許可等に関する省令

(倉荷証券発行の許可申請)

第一條 中小企業等協同組合法(以下「組合法」という)第七十一条第一項(同法第七十七條第四項において準用する場合を含む)の規定により倉荷証券発行の許可を申請しようとする中小企業等協同組合(以下「組合」という)は、左の事項を記載した倉荷証券発行許可申請書正副二通を、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する海運局長又は陸運局長を経由して運輸大臣に、更に副本二通を従たる事務所の所在地を管轄する海運局長又は陸運局長にそれぞれ提出するものとする。

- 一 組合の名称及び住所
二 申請の理由

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

- 一 左の事項を記載した事業計画書
イ 事務所の名称及び所在地
ロ 倉庫の概要(第一号様式による)
ハ 倉荷証券のひな型
二 左の事項を記載した業務規則書
イ 事業科目に関する事項
ロ 受寄物の入庫に関する事項
ハ 倉荷証券に関する事項
ニ 受寄物の損害保険に関する事項
ホ 受寄物に対する責任及び免責に関する事項
ヘ 受寄物の損害賠償に関する事項
ト 受寄物の保管に関する事項
チ 保管料、荷役料、手数料等に関する事項
リ 受寄物の出庫に関する事項
三 左に掲げる料金についての料金表
イ 保管料
ロ 荷役料
四 その他の書類
イ 定款の写及び登記簿の謄本
ロ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書、損益処分表及び事業報告書

ハ 代表役員履歴書

ニ 一年間に保管すべき物品の種類別予定数量表

ホ 一年間の保管事業の收支予算表

ヘ 倉荷証券を発行しようとする倉庫の仕様書(第二号様式による)、構造図及び附属設備概要説明書

ト 倉荷証券を発行しようとする倉庫の配置及び面積を記入した図面並びに附近の見取図

チ 組合の行う事業の概要説明書(事業計画等の変更届出)

第二條 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、事業計画、業務規則又は料金表の変更をしようとする場合は、左の事項を記載した事業計画等変更届出書正副二通を、事業計画又は業務規則の変更にあつては変更期日の十五日前までに、料金表の変更にあつては変更期日の三十日前までに当該組合の事務所の所在地を管轄する海運局長又は陸運局長を経由して運輸大臣に提出するものとする。
一 組合の名称及び住所
二 変更事項
三 変更を必要とする理由
四 変更期日

2 前項の届出書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

- 一 新たに倉荷証券を発行しようとする倉庫を新設し、増設し、買収し、追加し、若しくは借庫しようとする場合は現に倉荷証券を発行している倉庫を改造し、若しくは大修繕しようとする場合にあっては、当該倉庫の仕様書、構造図、附属設備概要説明書、配置及び面積を記入した図面並びに附近の見取図
二 倉荷証券の様式を変更しようとするときは、新旧倉荷証券のひな型
三 業務規則書を変更しようとするときは、新旧業務規則書
四 料金表を変更しようとするときは、新旧料金表
(定期報告書の提出)
第三條 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、左に掲げる定期報告書正副二通を、遅滞なく当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する海運局長又は陸運局長を経由して、運輸大臣に提出するものとする。
一 受寄物毎月入庫高、出庫高、月末保管残高報告書(第三号様式による)。

毎日新聞 明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

第二号様式

倉庫の仕様書

Table with columns for building details: 倉庫の名称, 倉庫の位置, 倉庫の構造, 倉庫の用途, etc.

- (注意) 一 棟ごとに作成すること。
二 定温装置を有する倉庫は立坪で、その他は平面坪で表示すること。
三 定温装置を有する倉庫は、暖、天井、床、出入口等の防熱設備を附記すること。
四 ※印欄は、冷蔵倉庫に限り記載すること。

第三号様式

受寄物毎月入庫高、出庫高、月末保管残高報告書

Table for reporting monthly warehouse statistics: 組合名及び住所, 事業所名及び所在地, 前月末保管残高, 当月中入庫高, etc.

- (注意) 1. 事業所ごとに作成すること。
2. 火災保険に附していない受寄物があるときは、その数量及び金額を各欄に括弧を附して再掲すること。
3. 受寄物が滅失、盗損等により当月末保管残高が、前月末保管残高に当月中入庫高を加減したものに一致しないときは、その理由を備考欄に記入すること。

二 倉庫証券毎月発行高、回収高、月末未渡高報告書(第四号様式による)
三 毎事業年度末の財産目録、貸借対照表、損益計算書、損益処分表及び事業報告書
(臨時報告書の提出)
第四條 倉庫証券発行の許可を受けた組合は、左の各号の一に該当する場合においては、その旨を記載した臨時報告書(正副二通を、遅滞なく当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する海運局長又は陸運局長を経由して運輸大臣に提出するものとする。)

告 示

●電波監理委員会告示第四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

- 一 承認の年月日及 昭和三十七年一月八日
二 免許の年月日及 昭和三十七年一月八日
三 無線局の種別 特別業務の局
四 無線局の目的 ウルシグラムの通報を行うため、特別業務を行う。

●電波監理委員会告示第六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

- 一 免許の年月日及 昭和三十七年一月八日
二 無線局の種別 陸上移動局
三 無線局の目的 陸上移動局
四 無線局の相手方 中部日本放送株式会社

●大蔵省告示第二十号
連合国財産の返還等に関する政令

- 一 種別 債権
二 数量 五十一枚
三 特賞 一〇〇〇〇〇円
四 特賞 一〇〇〇〇円
五 特賞 一〇〇〇〇円

- 一 免許の年月日及 昭和三十七年一月八日
二 免許の年月日及 昭和三十七年一月八日
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 陸上移動局

- 一 種別 債権
二 数量 五十一枚
三 特賞 一〇〇〇〇〇円
四 特賞 一〇〇〇〇円
五 特賞 一〇〇〇〇円

- 一 種別 債権
二 数量 五十一枚
三 特賞 一〇〇〇〇〇円
四 特賞 一〇〇〇〇円
五 特賞 一〇〇〇〇円

第四号様式 倉荷証券毎月発行高、回収高、月末流通高報告書

Table with columns for 前月末流通高, 当月中発行高, 当月中回収高, 当月末流通高. Includes sub-columns for 件数, 数量, 金額.

(注意)
1. 事業所ごとに作成すること。
2. 火災保険に付していない受寄物があるときは、その件数、数量及び金額を各欄に括弧を附して再掲すること。

第五号様式(薄青色刷) 倉庫法抜すい 第八條 行政官庁必要アリト認ムルトキハ倉庫業者ニ対シ其ノ業務ニ関スル報告ヲ命ジ...

Table with 7 columns: 等級 (Grade), 割増金 (Increase), 抽せん期日 (Drawing Date), 抽せん回数 (Drawing Times), 抽せん金額 (Drawing Amount), 抽せん方法 (Drawing Method), 抽せん場所 (Drawing Location). Includes sections for 大蔵省告示第二十三号, 第二十四号, 第二十五号, 第二十六号, 第二十七号.

Table with 7 columns: 等級 (Grade), 割増金 (Increase), 抽せん期日 (Drawing Date), 抽せん回数 (Drawing Times), 抽せん金額 (Drawing Amount), 抽せん方法 (Drawing Method), 抽せん場所 (Drawing Location). Includes sections for 三重県告示(保解)第一号, 大蔵省告示(保解)第二号, 愛知県教育委員会告示(史指)第一号.

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日

Table with columns for rank (e.g., 十三級四号俸), name, and position (e.g., 村田八千穂, 朝生 三男).

熊本地方検察庁 山根 静彦
熊本地方検察庁 野田 英男
熊本地方検察庁 八代支部勤務を命ずる

官庁事項
郵政省
郵便振替金加入者除名 次郵便
熊本地方検察庁 山根 静彦

裁判所公告
押収物還付公告
新島家庭裁判所長岡支部
左記押収物について少年法第十五條

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日

Table with columns for rank (e.g., 十三級四号俸), name, and position (e.g., 村田八千穂, 朝生 三男).

左記押収物について少年法第十五條
刑事訴訟法第四百九十九條によつて
公告する。

被相続人 市川 ケイ
昭和二十六年(家)第一六〇号
本籍 熊本県浦上郡山田村大字田中

会社その他の公告
解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年十二月一日

熱海市伊豆山五七九の四
伊豆山漁業会
熱海市熱海九七六
熱海漁業会

第 7498 号

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日

官 報

第 7493 号 48

浜松市新津一八二の一

新津村漁業会
清算人 鈴木喜代蔵

浜名郡篠原村篠原一三三八
清算人 鈴木喜代蔵

引佐郡三ヶ日町三ヶ日三四四の二
清算人 鈴木喜代蔵

浜名郡芳川村都盛八四二〇
清算人 大矢 保

引佐郡都田村都田三七〇三
清算人 都田川非出資漁業会

都田川非出資漁業会
清算人 鈴木 武

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十二月十五日

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月一日の

社員総会の決議により解散したため

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

解散公告(第一回)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十四年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十五年十月三十一日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

貸借対照表
(昭和二十六年四月三十日現在)

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

号外 一月八日付物価第一号四頁

訂正公告
昭和二十六年十二月十四日掲載株式

訂正公告
昭和二十六年十二月十四日掲載株式

訂正公告
昭和二十六年十二月十四日掲載株式

訂正公告
昭和二十六年十二月十四日掲載株式

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

組織変更公告
当会社は昭和二十六年十二月二十日

昭27.1.8.

1 昭和27年1月8日 火曜日

官報(号外)

物価第1号(4頁)

号外(物価第一号)

官報

告示

●物価庁告示第一号
昭和二十六年四月物価庁告示第九九号(昭和二十六年三月二十日付早川慎一申請による通運事業運賃料金、同割増率及び適用方の認可の件)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年一月八日
物価庁長官 周東 英雄
運賃料金適用号級の一号級適用車中第六号の次に左を加える。
七、下関市内所在駅
八、門司、小倉、戸畑、八幡、若松、福岡各市内所在駅及び竹下、雑餉隈の各駅
同二号級適用車中の第四号中「下関」を削る。
同二号級適用車中の第五号中「門司、小倉、戸畑、八幡、若松、福岡」及び「及び竹下駅」を削る。

○押収物還付公告
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第五八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 千二百二十二円
二、トランク 一個
三、米袋 二個
四、風呂敷 一枚
五、帯 一本
○同領第五六五号(同)
一、換領金 千三百十六円
二、米袋 二個
三、網麻縄 一本
○同領第五五九号(同)
一、換領金 千二百二十二円
二、米袋 一個

○同領第六五五号(同)
一、換領金 千三百三十四円
二、竹籠 一個
三、木綿袋 一個
○同領第六四二号(同)
一、換領金 千九百七十四円
二、木綿袋 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四四号(同)
一、換領金 千三百三十四円
二、竹籠 一個
三、木綿袋 一個
○同領第六四八号(同)
一、換領金 千五百七十七円
二、御用籠 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四七号(同)
一、換領金 三百三十五円
二、手携籠 一個
○同領第六四七号(同)
一、換領金 二千六百二十九円
二、ブリキ製荷物入 一個
三、同右 一個
○同領第六四四号(同)
一、換領金 八百九十三円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第六四三号(同)
一、換領金 千二百六十九円
二、リユックサツク 一個
三、木綿袋 一個
四、カンテラ 一個
○同領第六四五号(同)
一、換領金 九百四十円
二、風呂敷 一枚
三、袋 一個
○同領第六五一号(白井久信窃盗事件)
一、蛇の目傘 一本
○同領第六一九七号(松永勝次郎窃盗事件)
一、立山人参 一五袋
二、雪割草 二貫匁
三、効能書 三枚
四、大根下し 一個
五、切板 一個
六、ナイフ 一丁
七、籠 一個
八、封筒 一枚
九、袋 一枚
○同領第五二八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 六百四十四円七十五銭
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

○同領第六五五号(同)
一、換領金 千三百三十四円
二、竹籠 一個
三、木綿袋 一個
○同領第六四二号(同)
一、換領金 千九百七十四円
二、木綿袋 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四四号(同)
一、換領金 千三百三十四円
二、竹籠 一個
三、木綿袋 一個
○同領第六四八号(同)
一、換領金 千五百七十七円
二、御用籠 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四七号(同)
一、換領金 三百三十五円
二、手携籠 一個
○同領第六四七号(同)
一、換領金 二千六百二十九円
二、ブリキ製荷物入 一個
三、同右 一個
○同領第六四四号(同)
一、換領金 八百九十三円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第六四三号(同)
一、換領金 千二百六十九円
二、リユックサツク 一個
三、木綿袋 一個
四、カンテラ 一個
○同領第六四五号(同)
一、換領金 九百四十円
二、風呂敷 一枚
三、袋 一個
○同領第六五一号(白井久信窃盗事件)
一、蛇の目傘 一本
○同領第六一九七号(松永勝次郎窃盗事件)
一、立山人参 一五袋
二、雪割草 二貫匁
三、効能書 三枚
四、大根下し 一個
五、切板 一個
六、ナイフ 一丁
七、籠 一個
八、封筒 一枚
九、袋 一枚
○同領第五二八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 六百四十四円七十五銭
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

○同領第六四八号(同)
一、換領金 千五百七十七円
二、御用籠 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四七号(同)
一、換領金 三百三十五円
二、手携籠 一個
○同領第六四七号(同)
一、換領金 二千六百二十九円
二、ブリキ製荷物入 一個
三、同右 一個
○同領第六四四号(同)
一、換領金 八百九十三円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第六四三号(同)
一、換領金 千二百六十九円
二、リユックサツク 一個
三、木綿袋 一個
四、カンテラ 一個
○同領第六四五号(同)
一、換領金 九百四十円
二、風呂敷 一枚
三、袋 一個
○同領第六五一号(白井久信窃盗事件)
一、蛇の目傘 一本
○同領第六一九七号(松永勝次郎窃盗事件)
一、立山人参 一五袋
二、雪割草 二貫匁
三、効能書 三枚
四、大根下し 一個
五、切板 一個
六、ナイフ 一丁
七、籠 一個
八、封筒 一枚
九、袋 一枚
○同領第五二八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 六百四十四円七十五銭
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

○同領第六四八号(同)
一、換領金 千五百七十七円
二、御用籠 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四七号(同)
一、換領金 三百三十五円
二、手携籠 一個
○同領第六四七号(同)
一、換領金 二千六百二十九円
二、ブリキ製荷物入 一個
三、同右 一個
○同領第六四四号(同)
一、換領金 八百九十三円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第六四三号(同)
一、換領金 千二百六十九円
二、リユックサツク 一個
三、木綿袋 一個
四、カンテラ 一個
○同領第六四五号(同)
一、換領金 九百四十円
二、風呂敷 一枚
三、袋 一個
○同領第六五一号(白井久信窃盗事件)
一、蛇の目傘 一本
○同領第六一九七号(松永勝次郎窃盗事件)
一、立山人参 一五袋
二、雪割草 二貫匁
三、効能書 三枚
四、大根下し 一個
五、切板 一個
六、ナイフ 一丁
七、籠 一個
八、封筒 一枚
九、袋 一枚
○同領第五二八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 六百四十四円七十五銭
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

○同領第六四八号(同)
一、換領金 千五百七十七円
二、御用籠 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四七号(同)
一、換領金 三百三十五円
二、手携籠 一個
○同領第六四七号(同)
一、換領金 二千六百二十九円
二、ブリキ製荷物入 一個
三、同右 一個
○同領第六四四号(同)
一、換領金 八百九十三円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第六四三号(同)
一、換領金 千二百六十九円
二、リユックサツク 一個
三、木綿袋 一個
四、カンテラ 一個
○同領第六四五号(同)
一、換領金 九百四十円
二、風呂敷 一枚
三、袋 一個
○同領第六五一号(白井久信窃盗事件)
一、蛇の目傘 一本
○同領第六一九七号(松永勝次郎窃盗事件)
一、立山人参 一五袋
二、雪割草 二貫匁
三、効能書 三枚
四、大根下し 一個
五、切板 一個
六、ナイフ 一丁
七、籠 一個
八、封筒 一枚
九、袋 一枚
○同領第五二八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 六百四十四円七十五銭
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

○同領第六四八号(同)
一、換領金 千五百七十七円
二、御用籠 一個
三、風呂敷 一枚
○同領第六四七号(同)
一、換領金 三百三十五円
二、手携籠 一個
○同領第六四七号(同)
一、換領金 二千六百二十九円
二、ブリキ製荷物入 一個
三、同右 一個
○同領第六四四号(同)
一、換領金 八百九十三円
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚
○同領第六四三号(同)
一、換領金 千二百六十九円
二、リユックサツク 一個
三、木綿袋 一個
四、カンテラ 一個
○同領第六四五号(同)
一、換領金 九百四十円
二、風呂敷 一枚
三、袋 一個
○同領第六五一号(白井久信窃盗事件)
一、蛇の目傘 一本
○同領第六一九七号(松永勝次郎窃盗事件)
一、立山人参 一五袋
二、雪割草 二貫匁
三、効能書 三枚
四、大根下し 一個
五、切板 一個
六、ナイフ 一丁
七、籠 一個
八、封筒 一枚
九、袋 一枚
○同領第五二八号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換領金 六百四十四円七十五銭
二、風呂敷 一枚
三、紙袋 一枚

物価号外

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

Table of prices and items. Includes categories like '同保第一二九号' and '同保第一二八号' with associated prices and item descriptions.

Table of prices and items. Includes categories like '同保第一二七号' and '同保第一二六号' with associated prices and item descriptions.

- 一、同領第二五六号(同) 換価金 二千四百六十四円
- 二、米 三枚
- 三、手提袋 一枚
- 四、ふろしき 一枚
- 五、同領第二五七号(同) 換価金 二千八十円
- 六、米 二枚
- 七、手提籠 一箇
- 八、同領第二七五号(同) 換価金 三千二百八十九円
- 九、米 換価金 二枚
- 一〇、同領第二七九号(同) 換価金 二万四千三十二円
- 一一、袋 四枚
- 一二、ふろしき 一枚
- 一三、手提籠 一箇
- 一四、同領第二八三号(同) 換価金 三千九百二十四円
- 一五、米 換価金 九枚
- 一六、同領第二八四号(同) 換価金 六万三千七百円
- 一七、ふろしき 二枚
- 一八、同領第二八五号(同) 換価金 千六百十六円
- 一九、米 換価金 三枚
- 二〇、同領第二八六号(同) 換価金 三千九百二十四円
- 二一、米 換価金 二箇
- 二二、草履 一足
- 二三、草履 一足
- 二四、ビク 一箇
- 二五、ふろしき 一枚
- 二六、手提籠 一箇
- 二七、同領第二八七号(同) 換価金 四千七百三三円
- 二八、米 換価金 一枚
- 二九、ふろしき 一枚
- 三〇、同領第二八八号(同) 換価金 四百四円
- 三一、袋 二枚

○同領第二八二号(水閣幸男窃盗事件)
一、懐中電燈 一箇
○同領第三〇五号(宮本タマエ食糧管理法違反事件)
一、米 換価金 千八百八十九円
二、袋 一枚
○同領第一七八八号(今田カズヨ同)
一、米 換価金 千九十一円
○同領第九八号(松本ツヤ酒税法違反事件)
一、一升ビン濁酒一斗入 一本
二、一斗五升入カメ 一箇
三、おせん 二箇
四、おせん 一本
五、二合ビン 一本
○同領第一〇一〇号(氏名不詳同)
一、三升五合入罐 一箇
二、密造焼酎 三升

津地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和三十二年領第三二二号(柳三用駐物寄蔵被告事件)
一、軍隊用木綿冬上衣 一着
二、軍隊用合羽 一着
○昭和三十二年領第七九号(朴金桂窃盗被告事件)
一、自動車用ホイール 一個

金沢区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和三十二年領第一二六二号(水株伊太郎住居侵入被告事件)
一、風呂敷 一
二、大型藁製袋 一
三、帯 一
○同領第一二七九号(増泉きよ食糧管理法違反被告事件)
一、米 換価金 三百五十八円五十七銭

○昭和三十二年領第一八一号(高木千代司詐欺事件)
一、請求書 一枚
二、金借証書 一枚
○昭和三十二年領第一九五号(吉田啓一恐喝事件)
一、現金 百円
二、新聞紙 一枚
○同領第三九二二号(木田勇外一名詐欺事件)
一、一覽表 一枚
○同領第四五八号(佐藤光雄同)
一、請求書 二枚
○昭和三十二年領第一一五号(高橋美己公私文書変造行使事件)
一、蔬菜雜穀種子輸送証明書 一枚
○同領第三四四号(安原蔵一郎詐欺事件)
一、請求書 一枚

若松区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和三十二年領第三二三号(被疑者不明食糧管理法違反事件)
一、換価金 一千五百九十二円
○同領第三二四号(同)
一、同 一千五百四十四円
○同領第三二五号(同)
一、同 一千六百八十八円
○同領第三二六号(同)
一、同 九百二十三円
○同領第三二七号(同)
一、同 一千二百五十四円
○同領第三二八号(同)
一、同 三千七百八十五円
○同領第三二九号(同)
一、同 三千六百四十三円
○同領第三三〇号(同)
一、同 一千二百二十九円
○同領第三三一号(同)
一、同 一千四百十三円
○同領第三三二号(同)
一、同 一千四百十三円
○同領第三三三号(同)
一、同 六千八百円
○同領第三三三号(同)
一、同 四百七十三円
○同領第三三四号(同)
一、同 一千六百二十二円
○同領第三三五号(同)
一、同 三千三百二十円
○同領第三三六号(同)
一、同 一万二千八百十五円
○同領第三三七号(同)
一、同 三千十三円

○同領第三三八号(同) 同 四千四百八十五円
○同領第三三九号(同) 同 一千二百七十七円
○同領第三四〇号(同) 同 三百四十七円
○同領第三四一号(同) 同 三百四十七円
○同領第三四二号(同) 同 二千五百八十八円

長崎地方検察庁水生支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和三十二年領第二〇号(深見賢苗業務上横領事件)
一、金銭出納簿 一冊
二、誓約書 一通
三、証書 一通
○同領第六八号(長島孝外五名関税法違反事件)
一、新聞紙 三枚
二、名刺 六枚
三、韓国々積補助券(百円券) 三枚
四、手摺皮靴 二個
五、古行李 一個
六、タオル 一枚
七、ワンピース 一枚
八、ズボン 一枚
九、ズボン 一枚
一〇、ズボン 一枚
一一、ズボン 一枚
一二、ズボン 一枚
一三、ズボン 一枚
一四、ズボン 一枚
一五、ズボン 一枚
一六、ズボン 一枚
一七、ズボン 一枚
一八、ズボン 一枚
一九、ズボン 一枚
二〇、ズボン 一枚
二一、ズボン 一枚
二二、ズボン 一枚
二三、ズボン 一枚
二四、ズボン 一枚
二五、ズボン 一枚
二六、ズボン 一枚
二七、ズボン 一枚
二八、ズボン 一枚
二九、ズボン 一枚
三〇、ズボン 一枚
三一、ズボン 一枚
三二、ズボン 一枚
三三、ズボン 一枚
三四、ズボン 一枚
三五、ズボン 一枚
三六、ズボン 一枚
三七、ズボン 一枚
三八、ズボン 一枚
三九、ズボン 一枚
四〇、ズボン 一枚
四一、ズボン 一枚
四二、ズボン 一枚
四三、ズボン 一枚
四四、ズボン 一枚
四五、ズボン 一枚
四六、ズボン 一枚
四七、ズボン 一枚
四八、ズボン 一枚
四九、ズボン 一枚
五〇、ズボン 一枚
五一、ズボン 一枚
五二、ズボン 一枚
五三、ズボン 一枚
五四、ズボン 一枚
五五、ズボン 一枚
五六、ズボン 一枚
五七、ズボン 一枚
五八、ズボン 一枚
五九、ズボン 一枚
六〇、ズボン 一枚
六一、ズボン 一枚
六二、ズボン 一枚
六三、ズボン 一枚
六四、ズボン 一枚
六五、ズボン 一枚
六六、ズボン 一枚
六七、ズボン 一枚

山口深川区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和三十二年領第三三三号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、米 換価金 二千五百五十二円
○同領第四五号(同)
一、同 六百七十四円
○同領第六六号(同)
一、同 六百六十八円
○同領第九〇号(同)
一、同 一枚
○同領第九六号(矢先広太郎同)
一、風呂敷 一枚
二、紙袋 一枚
○昭和三十二年領第一七号(伊藤金次郎外一名衣類品給規則違反事件)
一、ズボン 一枚
二、ズボン 一枚
三、ズボン 一枚
四、ズボン 一枚
五、ズボン 一枚
六、ズボン 一枚
七、ズボン 一枚
八、ズボン 一枚
九、ズボン 一枚
一〇、ズボン 一枚
一一、ズボン 一枚
一二、ズボン 一枚
一三、ズボン 一枚
一四、ズボン 一枚
一五、ズボン 一枚
一六、ズボン 一枚
一七、ズボン 一枚
一八、ズボン 一枚
一九、ズボン 一枚
二〇、ズボン 一枚
二一、ズボン 一枚
二二、ズボン 一枚
二三、ズボン 一枚
二四、ズボン 一枚
二五、ズボン 一枚
二六、ズボン 一枚
二七、ズボン 一枚
二八、ズボン 一枚
二九、ズボン 一枚
三〇、ズボン 一枚
三一、ズボン 一枚
三二、ズボン 一枚
三三、ズボン 一枚
三四、ズボン 一枚
三五、ズボン 一枚
三六、ズボン 一枚
三七、ズボン 一枚
三八、ズボン 一枚
三九、ズボン 一枚
四〇、ズボン 一枚
四一、ズボン 一枚
四二、ズボン 一枚
四三、ズボン 一枚
四四、ズボン 一枚
四五、ズボン 一枚
四六、ズボン 一枚
四七、ズボン 一枚
四八、ズボン 一枚
四九、ズボン 一枚
五〇、ズボン 一枚
五一、ズボン 一枚
五二、ズボン 一枚
五三、ズボン 一枚
五四、ズボン 一枚
五五、ズボン 一枚
五六、ズボン 一枚
五七、ズボン 一枚
五八、ズボン 一枚
五九、ズボン 一枚
六〇、ズボン 一枚
六一、ズボン 一枚
六二、ズボン 一枚
六三、ズボン 一枚
六四、ズボン 一枚
六五、ズボン 一枚
六六、ズボン 一枚
六七、ズボン 一枚

発行所 東京都新宿区市谷本村町
印刷 印刷
電話 九段五三三 官報課
送料 別表 発行所

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日